

東北における外国人材と税務

3月26日、東京税理士会国際部との情報交換会を東京税理士会館で実施しました。同会は、海外税務事情の視察・研究、移転価格税制や海外インボイス制度の実態分析など、国際分野において体系的かつ継続的な活動を展開しています。

一方、東北税理士会国際特別委員会においては、外国人材からの税務相談が顕著に増加しています。

本稿では、東北における外国人材の動向と、それに伴う税務上の課題、並びに税理士の役割について整理するものです。

1 東北における外国人材の急増

日本経済新聞（令和8年2月6日付）によれば、東北6県における外国人労働者数は、令和7年10月末時点で2010年比約4倍に増加しています。とりわけ被災3県（岩手・宮城・福島）では4.2倍と、全国平均（3.96倍）を上回る水準にあります。

人口減少が進行する東北地域において、この増加は構造的な人材補完を意味するものであり、中小企業においても外国人材の受入れが進展している状況です。

また、2024年から2025年にかけての増加率は、秋田県12.9%、青森県11.2%、福島県10.0%と高水準で推移しており、東北全体では6万1,886人、前年比7.6%増となっています。

業種別に見ると、青森県では農業、秋田県では介護、福島県では工業、岩手・宮城・山形県では飲食業において受入れが顕著です。各自治体においても、支援予算の計上、相談窓口の整備、日本語教育の充実、受入支援センターの設置など、多面的な施策が展開されています。

以上から、外国人材は震災復興及び現在の人手不足への対応において、不可欠な存在となっているといえます。

2 税務当局における対応の現状と課題

税務当局の対応は、従前と比較して一定の体系化が図られているものの、外国人向け情報として

の一元的整理には至っていません。

情報は主として以下の区分に分散しています。すなわち、国際課税（租税条約、非居住者課税、外国税額控除等）、個人課税（所得税、源泉徴収、年末調整）、及び税務大学校による制度研究です。

近年、年末調整に関する多言語対応は進展しているが、その多くは制度の翻訳にとどまり、実務的判断を支援する構成とは言い難いです。また、税務は国税庁、雇用は厚生労働省、在留は出入国在留管理庁と所管が分かれているため、利用者側にとっては情報収集の負担が大きくなっています。

すなわち、情報は存在するものの、網羅性及びアクセス性の両面において課題が残されています。特に専門的情報については日本語中心であり、外国人材にとって実務的な理解は容易ではない状況です。

3 東北における税理士の役割

東北においては、今後も外国人材の増加が見込まれます。これは単なる労働力確保にとどまらず、地域経済を支える主体としての位置付けを強めるものです。

一見すると、本分野は移転価格税制等の高度な国際税務とは異なる領域に属します。しかしながら、分散した税務情報を整理し、制度の内容を実務に適用可能な形で提示する機能は、税理士の専門性そのものです。

すなわち、税理士は「制度の翻訳者」として、外国人材及び中小企業の双方に対し、理解可能かつ実行可能な税務情報を提供する役割を担うべきです。本分野は、今後その重要性を一層高めることが見込まれます。

4 実務対応の方向性

(1) チェックリストの整備

顧問先に対しては、実務上のリスクを低減する観点から、体系的なチェックリストの整備が有効です。具体的には、居住区分の判定（実態

ベース)、源泉徴収の適正処理、租税条約の適用確認及び届出書管理、在留資格の確認、年途中の異動対応等を網羅する必要があります。

特に源泉徴収漏れは重大なリスクとなるため、採用時の確認事項及び証憑書類の保存体制の整備が不可欠です。業種別の対応指針を併せて整備することも有効と考えられます。

(2) 制度改善への関与

人材不足が深刻な地域においては、外国人材との共生は不可避です。税務条文と実務との乖離を踏まえ、現場の知見に基づく制度改善への提言を行うことも、税理士の重要な役割です。

東日本大震災後の災害税制に関する提言と同

様に、実務に根差した継続的な働きかけが求められます。

5 結 論

今後、東北における外国人材への対応は不可避です。税理士には、基本的な税務リスクを回避する知識に加え、制度を実務に適用する能力が求められます。

国境をまたぐ取引のみならず、国境を越えて移動する人材への対応もまた、国際税務の重要な一分野です。東北における実務の蓄積は、将来的に全国的な課題解決にも資するものとなるでしょう。

(国際特別委員会委員 加藤 英夫)